

## 数次有効の短期滞在ビザを申請する手続の概要 (中国国外に居住する中国国籍の方) 《相当な高所得者／十分な経済力を有する者》

中国国内に居住している方は、指定旅行会社を通じて申請する必要があり、取扱いが一部異なります。ビザ申請人が用意する書類は、中国国内の指定旅行会社にお問い合わせください。指定旅行会社については居住地を管轄する日本大使館／総領事館にお問い合わせください。日本大使館／総領事館リスト：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>

中国国外に居住する中華人民共和国の国籍を有する方が、相当な高所得者又は十分な経済力を有する者向けに発給される複数回日本に渡航できる数次有効の短期滞在ビザを申請する際の手続の概要は次のとおりです。

なお、短期滞在ビザでは、日本国内において収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことは認められません。

申請人の年収又は資産に応じて、相当な高所得者には一回の滞在が90日以内の有効期間5年の数次ビザ、十分な経済力を有する者には、一回の滞在が30日以内の有効期間3年の数次ビザが発給されます。

### 【申請できる方】

- 1 相当な高所得者又は十分な経済力を有する者
- 2 1の家族(二親等以内の直系親族及び同居している兄弟姉妹(血族及び姻族))  
※1の方と同時に申請するか、1の方が既にこの数次ビザを有している必要があります。

### 【必要書類】

※審査の過程において、必要に応じ、書類の追加提出をお願いする場合があります。

- 1 相当な高所得者又は十分な経済力を有する者
  - (1) ビザ申請書(写真貼付)
  - (2) パスポート(旅券)
  - (3) 当該国(地域)に合法的に居住していることを証明する書類
  - (4) 申請人の年収又は資産を有することを説明する資料  
\* 預金通帳, 銀行口座明細書(直近6か月分のもの), 納税所得証明書等, 及び必要に応じて, 株の配当金証明, 年金証書, 退職金証明書, 遺産相続証明書, 賃貸借契約書, 土地登記書, 不動産権利書等)
  - (5) 数次の渡航目的を説明する資料
- 2 1の方の家族
  - (1) ビザ申請書(写真貼付)
  - (2) パスポート(旅券)
  - (3) 当該国(地域)に合法的に居住していることを証明する書類
  - (4) 1の家族(二親等以内の直系親族及び同居している兄弟姉妹(血族及び姻族))であることを証明する書

類(婚姻証明書, 出生証明書等)

(5) 1の方の旅券と数次ビザのページのコピー(1の方とは別に申請する場合のみ)

**【申請方法・留意事項】**

- 1 上記【必要書類】を用意し, 居住地を管轄する日本大使館／総領事館にビザ申請を行ってください(日本国内でビザ申請はできません。  
日本大使館／総領事館リスト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>
- 2 各提出書類は, 発行後3か月以内(有効期間の記載のある書類は有効期間内)のものを提出してください。  
なお, 申請時に提出した書類は, 旅券を除き返却されません。
- 3 前述の条件【申請できる方】に該当する全ての方に対して, 必ず数次有効の短期滞在ビザが発給されることは限りません。審査の結果, ビザ不発給あるいは一次又は二次有効のビザの発給となる場合もあります。